

高崎市予防訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型サービスⅠ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,172	1月につき
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき
A2	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,342	1月につき
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A2	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,715	1月につき
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき
A2	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	

高崎市予防訪問介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担用)

高崎市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A3	1011	訪問型サービスⅠ(制限)	イ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	70%	1,172	1月につき		
A3	1013	訪問型サービスⅠ・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	1,055			
A3	1015	訪問型サービスⅠ日割(制限)		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	70%	39	1日につき		
A3	1017	訪問型サービスⅠ・日割・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	35			
A3	1021	訪問型サービスⅡ(制限)	ロ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	70%	2,342	1月につき		
A3	1023	訪問型サービスⅡ・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	2,108			
A3	1025	訪問型サービスⅡ日割(制限)		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	70%	77	1日につき		
A3	1027	訪問型サービスⅡ・日割・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	69			
A3	1031	訪問型サービスⅢ(制限)	ハ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	70%	3,715	1月につき		
A3	1033	訪問型サービスⅢ・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	3,344			
A3	1035	訪問型サービスⅢ日割(制限)		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	70%	122	1日につき		
A3	1037	訪問型サービスⅢ・日割・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	110			
A3	1101	訪問型サービス特別地域加算1(制限)	特別地域加算	週1回程度	1172単位の 15%加算	70%	176	1月につき	
A3	1102	訪問型サービス特別地域加算1日割(制限)		週2回程度	39単位の 15%加算	70%	6	1日につき	
A3	1103	訪問型サービス特別地域加算2(制限)		週2回程度	2342単位の 15%加算	70%	351	1月につき	
A3	1104	訪問型サービス特別地域加算2日割(制限)		週2回を超える程度	77単位の 15%加算	70%	12	1日につき	
A3	1105	訪問型サービス特別地域加算3(制限)		週2回を超える程度	3715単位の 15%加算	70%	557	1月につき	
A3	1106	訪問型サービス特別地域加算3日割(制限)		週2回を超える程度	122単位の 15%加算	70%	18	1日につき	
A3	1113	訪問型サービス特別地域加算1・同一(制限)		①週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1055単位の 15%加算	70%	158	1月につき	
A3	1114	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一(制限)		②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	35単位の 15%加算	70%	5	1日につき	
A3	1117	訪問型サービス特別地域加算2・同一(制限)		②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2108単位の 15%加算	70%	316	1月につき	
A3	1118	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一(制限)		③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69単位の 15%加算	70%	10	1日につき	
A3	1121	訪問型サービス特別地域加算3・同一(制限)		③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3344単位の 15%加算	70%	502	1月につき	
A3	1122	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一(制限)		③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110単位の 15%加算	70%	17	1日につき	
A3	1131	訪問型サービス小規模事業所加算1(制限)		中間地域等における小規模事業所加算	週1回程度	1172単位の 10%加算	70%	117	1月につき
A3	1132	訪問型サービス小規模事業所加算1日割(制限)			週2回程度	39単位の 10%加算	70%	4	1日につき
A3	1133	訪問型サービス小規模事業所加算2(制限)	週2回程度		2342単位の 10%加算	70%	234	1月につき	
A3	1134	訪問型サービス小規模事業所加算2日割(制限)	週2回を超える程度		77単位の 10%加算	70%	8	1日につき	
A3	1135	訪問型サービス小規模事業所加算3(制限)	週2回を超える程度		3715単位の 10%加算	70%	372	1月につき	
A3	1136	訪問型サービス小規模事業所加算3日割(制限)	週2回を超える程度		122単位の 10%加算	70%	12	1日につき	
A3	1143	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一(制限)	①週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		1055単位の 10%加算	70%	106	1月につき	
A3	1144	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一(制限)	②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		35単位の 10%加算	70%	4	1日につき	
A3	1147	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一(制限)	②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		2108単位の 10%加算	70%	211	1月につき	
A3	1148	訪問型サービス小規模事業所加算2日割・同一(制限)	③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		69単位の 10%加算	70%	7	1日につき	
A3	1151	訪問型サービス小規模事業所加算3・同一(制限)	③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		3344単位の 10%加算	70%	334	1月につき	
A3	1152	訪問型サービス小規模事業所加算3日割・同一(制限)	③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		110単位の 10%加算	70%	11	1日につき	
A3	1161	訪問型サービス中山間地域等提供加算1(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		週1回程度	1172単位の 5%加算	70%	59	1月につき
A3	1162	訪問型サービス中山間地域等提供加算1日割(制限)			週2回程度	39単位の 5%加算	70%	2	1日につき
A3	1163	訪問型サービス中山間地域等提供加算2(制限)		週2回程度	2342単位の 5%加算	70%	117	1月につき	
A3	1164	訪問型サービス中山間地域等提供加算2日割(制限)		週2回程度	77単位の 5%加算	70%	4	1日につき	

A3	1165	訪問型サービス中山間地域等提供加算3(制限)		週2回を超える程度		3715単位の 5%加算	70%	186	1月につき		
A3	1166	訪問型サービス中山間地域等提供加算3日割(制限)				122単位の 5%加算	70%	6	1日につき		
A3	1173	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・同一(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	①週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		1055単位の 5%加算	70%	53	1月につき		
A3	1174	訪問型サービス中山間地域等提供加算1日割・同一(制限)					35単位の 5%加算	70%	2	1日につき	
A3	1177	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・同一(制限)				②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		2108単位の 5%加算	70%	105	1月につき
A3	1178	訪問型サービス中山間地域等提供加算2日割・同一(制限)						69単位の 5%加算	70%	3	1日につき
A3	1181	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・同一(制限)				③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		3344単位の 5%加算	70%	167	1月につき
A3	1182	訪問型サービス中山間地域等提供加算3日割・同一(制限)						110単位の 5%加算	70%	6	1日につき
A3	1191	訪問型サービス初回加算(制限)			チ	初回加算		200単位加算	70%	200	1月につき
A3	1202	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	70%	100			
A3	1201	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	70%	200		
A3	1211	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	又 介護職員処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1172単位の137/1000 加算	70%	161			
A3	1212	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1172単位の100/1000 加算	70%	117		
A3	1213	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1172単位の 55/1000 加算	70%	64		
A3	1214	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1(制限)				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	58		
A3	1215	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1(制限)				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	51		
A3	1216	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)			週2回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2342単位の137/1000 加算	70%	321		
A3	1217	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2342単位の100/1000 加算	70%	234		
A3	1218	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2342単位の 55/1000 加算	70%	129		
A3	1219	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2(制限)				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	116		
A3	1220	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2(制限)				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	103		
A3	1221	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3(制限)			週2回を超える程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3715単位の137/1000 加算	70%	509		
A3	1222	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3715単位の100/1000 加算	70%	372		
A3	1223	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3715単位の 55/1000 加算	70%	204		
A3	1224	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3(制限)				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	184		
A3	1225	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3(制限)				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	163		
A3	1241	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限)		又 介護職員処遇改善加算	①週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1055単位の137/1000 加算	70%	145		
A3	1242	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1055単位の100/1000 加算	70%	106	
A3	1243	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1055単位の 55/1000 加算	70%	58	
A3	1244	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1・同一(制限)					(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	52	
A3	1245	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1・同一(制限)					(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	46	
A3	1251	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限)				②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2108単位の137/1000 加算	70%	289	
A3	1252	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2108単位の100/1000 加算	70%	211	
A3	1253	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2108単位の 55/1000 加算	70%	116	
A3	1254	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2・同一(制限)					(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	104	
A3	1255	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2・同一(制限)					(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	93	
A3	1261	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限)			③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3344単位の137/1000 加算	70%	458		
A3	1262	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3344単位の100/1000 加算	70%	334		
A3	1263	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3344単位の 55/1000 加算	70%	184		
A3	1264	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3・同一(制限)				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	166		
A3	1265	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3・同一(制限)				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	147		
A3	1271	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(制限)	ル 介護職員等特定処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1172単位の63/1000 加算	70%	74			
A3	1272	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1172単位の42/1000 加算	70%	49		

A3	1273	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2(制限)	ル 介護職員等 特定処遇改善加 算	週2回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2342単位の63/1000 加算	70%	148
A3	1274	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2342単位の42/1000 加算	70%	98	
A3	1275	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ3(制限)		週2回を超える程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3715単位の63/1000 加算	70%	234
A3	1276	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ3(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3715単位の42/1000 加算	70%	156	
A3	1277	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1055単位の63/1000 加算	70%	66
A3	1278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1055単位の42/1000 加算	70%	44	
A3	1279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限)		②週2回程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2108単位の63/1000 加算	70%	133
A3	1280	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2108単位の42/1000 加算	70%	89	
A3	1281	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限)		③週2回を超える程度 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3344単位の63/1000 加算	70%	211
A3	1282	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ3・同一(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3344単位の42/1000 加算	70%	140	

※特別地域加算・中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

また、A2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証に関わらず70%となります。

高崎市予防訪問介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表(4割負担用)

高崎市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A3	2011	訪問型サービスⅠ(制限)	イ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	60%	1,172	1月につき	
A3	2013	訪問型サービスⅠ・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	1,055		
A3	2015	訪問型サービスⅠ日割(制限)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		60%	39	1日につき	
A3	2017	訪問型サービスⅠ・日割・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	35		
A3	2021	訪問型サービスⅡ(制限)	ロ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	60%	2,342	1月につき	
A3	2023	訪問型サービスⅡ・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	2,108		
A3	2025	訪問型サービスⅡ日割(制限)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		60%	77	1日につき	
A3	2027	訪問型サービスⅡ・日割・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	69		
A3	2031	訪問型サービスⅢ(制限)	ハ 訪問型サービス費(独自/定率)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	60%	3,715	1月につき	
A3	2033	訪問型サービスⅢ・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	3,344		
A3	2035	訪問型サービスⅢ日割(制限)		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	60%	122	1日につき	
A3	2037	訪問型サービスⅢ・日割・同一(制限)		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	60%	110		
A3	2101	訪問型サービス特別地域加算1(制限)	特別地域加算	週1回程度	1172単位の 15%加算	60%	176	1月につき
A3	2102	訪問型サービス特別地域加算1日割(制限)		週2回程度	39単位の 15%加算	60%	6	1日につき
A3	2103	訪問型サービス特別地域加算2(制限)		週2回程度	2342単位の 15%加算	60%	351	1月につき
A3	2104	訪問型サービス特別地域加算2日割(制限)		週2回を超える程度	77単位の 15%加算	60%	12	1日につき
A3	2105	訪問型サービス特別地域加算3(制限)		週2回を超える程度	3715単位の 15%加算	60%	557	1月につき
A3	2106	訪問型サービス特別地域加算3日割(制限)		週2回を超える程度	122単位の 15%加算	60%	18	1日につき
A3	2113	訪問型サービス特別地域加算1・同一(制限)		①週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1055単位の 15%加算	60%	158	1月につき
A3	2114	訪問型サービス特別地域加算1・日割・同一(制限)		①週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	35単位の 15%加算	60%	5	1日につき
A3	2117	訪問型サービス特別地域加算2・同一(制限)		②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2108単位の 15%加算	60%	316	1月につき
A3	2118	訪問型サービス特別地域加算2・日割・同一(制限)		②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69単位の 15%加算	60%	10	1日につき
A3	2121	訪問型サービス特別地域加算3・同一(制限)	③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3344単位の 15%加算	60%	502	1月につき	
A3	2122	訪問型サービス特別地域加算3・日割・同一(制限)	③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110単位の 15%加算	60%	17	1日につき	
A3	2131	訪問型サービス小規模事業所加算1(制限)	中間地域等における小規模事業所加算	週1回程度	1172単位の 10%加算	60%	117	1月につき
A3	2132	訪問型サービス小規模事業所加算1日割(制限)		週2回程度	39単位の 10%加算	60%	4	1日につき
A3	2133	訪問型サービス小規模事業所加算2(制限)		週2回程度	2342単位の 10%加算	60%	234	1月につき
A3	2134	訪問型サービス小規模事業所加算2日割(制限)		週2回を超える程度	77単位の 10%加算	60%	8	1日につき
A3	2135	訪問型サービス小規模事業所加算3(制限)		週2回を超える程度	3715単位の 10%加算	60%	372	1月につき
A3	2136	訪問型サービス小規模事業所加算3日割(制限)		週2回を超える程度	122単位の 10%加算	60%	12	1日につき
A3	2143	訪問型サービス小規模事業所加算1・同一(制限)		①週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1055単位の 10%加算	60%	106	1月につき
A3	2144	訪問型サービス小規模事業所加算1日割・同一(制限)		①週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	35単位の 10%加算	60%	4	1日につき
A3	2147	訪問型サービス小規模事業所加算2・同一(制限)		②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2108単位の 10%加算	60%	211	1月につき
A3	2148	訪問型サービス小規模事業所加算2日割・同一(制限)		②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69単位の 10%加算	60%	7	1日につき
A3	2151	訪問型サービス小規模事業所加算3・同一(制限)	③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3344単位の 10%加算	60%	334	1月につき	
A3	2152	訪問型サービス小規模事業所加算3日割・同一(制限)	③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110単位の 10%加算	60%	11	1日につき	
A3	2161	訪問型サービス中山間地域等提供加算1(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	週1回程度	1172単位の 5%加算	60%	59	1月につき
A3	2162	訪問型サービス中山間地域等提供加算1日割(制限)		週2回程度	39単位の 5%加算	60%	2	1日につき
A3	2163	訪問型サービス中山間地域等提供加算2(制限)		週2回程度	2342単位の 5%加算	60%	117	1月につき
A3	2164	訪問型サービス中山間地域等提供加算2日割(制限)		週2回程度	77単位の 5%加算	60%	4	1日につき

A3	2165	訪問型サービス中山間地域等提供加算3(制限)		週2回を超える程度		3715単位の 5%加算	60%	186	1月につき		
A3	2166	訪問型サービス中山間地域等提供加算3日割(制限)				122単位の 5%加算	60%	6	1日につき		
A3	2173	訪問型サービス中山間地域等提供加算1・同一(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	①週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		1055単位の 5%加算	60%	53	1月につき		
A3	2174	訪問型サービス中山間地域等提供加算1日割・同一(制限)					35単位の 5%加算	60%	2	1日につき	
A3	2177	訪問型サービス中山間地域等提供加算2・同一(制限)				②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		2108単位の 5%加算	60%	105	1月につき
A3	2178	訪問型サービス中山間地域等提供加算2日割・同一(制限)						69単位の 5%加算	60%	3	1日につき
A3	2181	訪問型サービス中山間地域等提供加算3・同一(制限)				③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		3344単位の 5%加算	60%	167	1月につき
A3	2182	訪問型サービス中山間地域等提供加算3日割・同一(制限)						110単位の 5%加算	60%	6	1日につき
A3	2191	訪問型サービス初回加算(制限)			チ	初回加算		200単位加算	60%	200	1月につき
A3	2202	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	60%	100			
A3	2201	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	60%	200		
A3	2211	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	又 介護職員処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1172単位の137/1000 加算	60%	161			
A3	2212	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1172単位の100/1000 加算	60%	117		
A3	2213	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1172単位の 55/1000 加算	60%	64		
A3	2214	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1(制限)				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	58		
A3	2215	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1(制限)				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	51		
A3	2216	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)			週2回程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2342単位の137/1000 加算	60%	321		
A3	2217	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2342単位の100/1000 加算	60%	234		
A3	2218	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2342単位の 55/1000 加算	60%	129		
A3	2219	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2(制限)				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	116		
A3	2220	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2(制限)				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	103		
A3	2221	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3(制限)			週2回を超える程度	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3715単位の137/1000 加算	60%	509		
A3	2222	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3715単位の100/1000 加算	60%	372		
A3	2223	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3715単位の 55/1000 加算	60%	204		
A3	2224	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3(制限)				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	184		
A3	2225	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3(制限)				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	163		
A3	2241	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限)		又 介護職員処遇改善加算	①週1回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1055単位の137/1000 加算	60%	145		
A3	2242	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1055単位の100/1000 加算	60%	106	
A3	2243	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ1・同一(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1055単位の 55/1000 加算	60%	58	
A3	2244	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ1・同一(制限)					(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	52	
A3	2245	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1・同一(制限)					(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	46	
A3	2251	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限)				②週2回程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2108単位の137/1000 加算	60%	289	
A3	2252	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限)					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2108単位の100/1000 加算	60%	211	
A3	2253	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ2・同一(制限)					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2108単位の 55/1000 加算	60%	116	
A3	2254	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ2・同一(制限)					(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	104	
A3	2255	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2・同一(制限)					(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	93	
A3	2261	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限)			③週2回を超える程度事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3344単位の137/1000 加算	60%	458		
A3	2262	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ3・同一(制限)				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	3344単位の100/1000 加算	60%	334		
A3	2263	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ3・同一(制限)				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3344単位の 55/1000 加算	60%	184		
A3	2264	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ3・同一(制限)				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	166		
A3	2265	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3・同一(制限)				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	147		
A3	2271	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(制限)	ル 介護職員等特定処遇改善加算	週1回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1172単位の63/1000 加算	60%	74			
A3	2272	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1172単位の42/1000 加算	60%	49		

A3	2273	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2(制限)	ル 介護職員等 特定処遇改善加 算	週2回程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2342単位の63/1000 加算	60%	148	
A3	2274	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2342単位の42/1000 加算	60%	98	
A3	2275	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ3(制限)		週2回を超える程度	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3715単位の63/1000 加算	60%	234	
A3	2276	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ3(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3715単位の42/1000 加算	60%	156	
A3	2277	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・同一(制限)		①週1回程度 事業所と同一建物の利用 者又はこれ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1055単位の63/1000 加算	60%	66	
A3	2278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・同一(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1055単位の42/1000 加算	60%	44	
A3	2279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・同一(制限)			②週2回程度 事業所と同一建物の利用 者又はこれ以外の同一建物の利用者20 人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2108単位の63/1000 加算	60%	133
A3	2280	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・同一(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2108単位の42/1000 加算	60%	89
A3	2281	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ3・同一(制限)			③週2回を超える程度 事業所と同一建 物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3344単位の63/1000 加算	60%	211
A3	2282	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ3・同一(制限)				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3344単位の42/1000 加算	60%	140

※特別地域加算・中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
 また、A2とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。
 ※給付制限中の給付率は負担割合証に関わらず60%となります。

高崎市予防通所介護相当サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	1,655	1月につき
A6	1112	通所型サービス1日割			54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,393単位	3,393	1月につき
A6	1122	通所型サービス2日割			112単位	112	1日につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6101	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48
A6	6102	通所型サービス提供体制強化加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算	リ 生活機能向上連携加算		200単位加算	200
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の59/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算	
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の12/1000 加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の10/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	定員超過の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6	8002	通所型サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定超	事業対象者・要支援2	3,393単位	2,375		1月につき	
A6	8012	通所型サービス2日割・定超		112単位	78		1日につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,159	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠	事業対象者・要支援2	3,393単位	2,375		1月につき	
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠		112単位	78		1日につき	

高崎市予防通所介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表(3割負担用)

高崎市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1011	通所型サービス1(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,655単位	70%	1,655	1月につき	
A7	1012	通所型サービス1日割(制限)			54単位	70%	54	1日につき	
A7	1021	通所型サービス2(制限)		事業対象者・要支援2	3,393単位	70%	3,393	1月につき	
A7	1022	通所型サービス2日割(制限)			112単位	70%	112	1日につき	
A7	1101	通所型サービス中山間地域等提供加算1(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業対象者・要支援1	1655単位の 5% 加算	70%	83	1月につき	
A7	1102	通所型サービス中山間地域等提供加算1日割(制限)			54単位の 5% 加算	70%	3	1日につき	
A7	1103	通所型サービス中山間地域等提供加算2(制限)		事業対象者・要支援2	3393単位の 5% 加算	70%	170	1月につき	
A7	1104	通所型サービス中山間地域等提供加算2日割(制限)			112単位の 5% 加算	70%	6	1日につき	
A7	1105	通所型サービス中山間地域等提供加算1・減算1(制限)		定員超過の場合、または 看護・介護職員が欠員の場合	事業対象者・要支援1	1159単位の 5% 加算	70%	58	1月につき
A7	1106	通所型サービス中山間地域等提供加算1・減算1日割(制限)				38単位の 5% 加算	70%	2	1日につき
A7	1107	通所型サービス中山間地域等提供加算2・減算1(制限)			事業対象者・要支援2	2375単位の 5% 加算	70%	119	1月につき
A7	1108	通所型サービス中山間地域等提供加算2・減算1日割(制限)				78単位の 5% 加算	70%	4	1日につき
A7	1109	通所型サービス中山間地域等提供加算1・減算2(制限)		事業所と同一の建物に居住する 者又は同一建物から利用する者 に通所型サービス(独自/定率) を行う場合	事業対象者・要支援1	1279単位の 5% 加算	70%	64	1月につき
A7	1110	通所型サービス中山間地域等提供加算1・減算2日割(制限)				42単位の 5% 加算	70%	2	1日につき
A7	1111	通所型サービス中山間地域等提供加算2・減算2(制限)			事業対象者・要支援2	2641単位の 5% 加算	70%	132	1月につき
A7	1112	通所型サービス中山間地域等提供加算2・減算2日割(制限)				87単位の 5% 加算	70%	4	1日につき
A7	1121	通所型サービス若年性認知症受入加算(制限)		若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	70%	240	1月につき
A7	1131	通所型生活向上グループ活動加算(制限)		ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	70%	100	
A7	1141	通所型サービス運動器機能向上加算(制限)	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	70%	225		
A7	1151	通所型サービス栄養改善加算(制限)	ニ 栄養改善加算		150単位加算	70%	150		
A7	1161	通所型サービス口腔機能向上加算(制限)	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	70%	150		
A7	1171	通所型複数サービス実施加算 I 1(制限)	ヘ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	70%	480	
A7	1172	通所型複数サービス実施加算 I 2(制限)			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	70%	480	
A7	1173	通所型複数サービス実施加算 I 3(制限)		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	70%	480		
A7	1174	通所型複数サービス実施加算 II(制限)		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	70%	700	
A7	1181	通所型サービス事業所評価加算(制限)	ト 事業所評価加算		120単位加算	70%	120		
A7	1191	通所型サービス提供体制強化加算 I 11(制限)	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	70%	72	
A7	1192	通所型サービス提供体制強化加算 I 12(制限)			事業対象者・要支援2	144単位加算	70%	144	
A7	1193	通所型サービス提供体制強化加算 I 21(制限)		(1)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	70%	48	
A7	1194	通所型サービス提供体制強化加算 I 22(制限)			事業対象者・要支援2	96単位加算	70%	96	
A7	1195	通所型サービス提供体制強化加算 II 1(制限)		(1)サービス提供体制強化加算(I)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	70%	24	
A7	1196	通所型サービス提供体制強化加算 II 2(制限)			事業対象者・要支援2	48単位加算	70%	48	
A7	1301	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1		リ 生活機能向上連携加算	リ 生活機能向上連携加算	200単位加算	70%	200	
A7	1302	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2				運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	70%	100
A7	1310	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	又 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)			5単位加算	70%	5	

A7	1201	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1655単位の59/1000 加算	70%	98	1月につき	
A7	1202	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1655単位の43/1000 加算	70%	71		
A7	1203	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1655単位の23/1000 加算	70%	38		
A7	1204	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	34		
A7	1205	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	30		
A7	1206	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	3393単位の59/1000 加算	70%	200		
A7	1207	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		3393単位の43/1000 加算	70%	146		
A7	1208	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		3393単位の23/1000 加算	70%	78		
A7	1209	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	70		
A7	1210	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	62		
A7	1211	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限)	ル 介護職員処遇改善加算	定員超過の場合、または看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1159単位の59/1000 加算	70%		68
A7	1212	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1159単位の43/1000 加算	70%	50		
A7	1213	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算1(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1159単位の23/1000 加算	70%	27		
A7	1214	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算1(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	24		
A7	1215	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1・減算1(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	22		
A7	1216	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2375単位の59/1000 加算	70%	140		
A7	1217	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		2375単位の43/1000 加算	70%	102		
A7	1218	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算1(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2375単位の23/1000 加算	70%	55		
A7	1219	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算1(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	50		
A7	1220	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2・減算1(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	44		
A7	1221	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1279単位の59/1000 加算	70%	75		
A7	1222	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1279単位の43/1000 加算	70%	55		
A7	1223	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算2(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1279単位の23/1000 加算	70%	29		
A7	1224	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算2(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	26		
A7	1225	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1・減算2(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	23		
A7	1226	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限)		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2641単位の59/1000 加算	70%	156		
A7	1227	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限)		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		2641単位の43/1000 加算	70%	114		
A7	1228	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算2(制限)		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2641単位の23/1000 加算	70%	61		
A7	1229	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算2(制限)		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	70%	55		
A7	1230	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2・減算2(制限)		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	70%	49		
A7	1231	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(制限)	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1655単位の12/1000 加算	70%	20		
A7	1232	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1655単位の10/1000 加算	70%	17		
A7	1233	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	3393単位の12/1000 加算	70%	41		
A7	1234	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		3393単位の10/1000 加算	70%	34		
A7	1235	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限)	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	定員超過の場合、または看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1159単位の12/1000 加算	70%	14	
A7	1236	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1159単位の10/1000 加算	70%	12		
A7	1237	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2375単位の12/1000 加算	70%	29		
A7	1238	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2375単位の10/1000 加算	70%	24		
A7	1239	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1279単位の12/1000 加算	70%	15		
A7	1240	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1279単位の10/1000 加算	70%	13		
A7	1241	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限)		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2641単位の12/1000 加算	70%	32		
A7	1242	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限)		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2641単位の10/1000 加算	70%	26		

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

また、処遇改善加算はA6とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1031	通所型サービス1・定超(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,655単位	定員超過の場合 × 70%	70%	1,159	1月につき
A7	1032	通所型サービス1日割・定超(制限)			54単位		70%	38	1日につき
A7	1041	通所型サービス2・定超(制限)	事業対象者・要支援2	3,393単位	70%		2,375	1月につき	
A7	1042	通所型サービス2日割・定超(制限)		112単位	70%		78	1日につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1051	通所型サービス1・人欠(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,655単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	70%	1,159	1月につき
A7	1052	通所型サービス1日割・人欠(制限)			54単位		70%	38	1日につき
A7	1061	通所型サービス2・人欠(制限)	事業対象者・要支援2	3,393単位	70%		2,375	1月につき	
A7	1062	通所型サービス2日割・人欠(制限)		112単位	70%		78	1日につき	

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	1071	通所型サービス1・同一建物(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,655単位	所定単位(376単位)を減算	70%	1,279	1月につき
A7	1072	通所型サービス1日割・同一建物(制限)			54単位	所定単位(12単位)を減算	70%	42	1日につき
A7	1073	通所型サービス2・同一建物(制限)	事業対象者・要支援2	事業対象者・要支援2	3,393単位	所定単位(752単位)を減算	70%	2,641	1月につき
A7	1074	通所型サービス2日割・同一建物(制限)			112単位	所定単位(25単位)を減算	70%	87	1日につき

※同一建物の場合には減算ではなく、上記コードで計算します。
 ※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず70%となります。

高崎市予防通所介護相当サービス(独自/定率)サービスコード表(4割負担用)

高崎市介護予防通所介護相当サービス指定事業者が給付制限のかかった方のサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A7	2011	通所型サービス1(制限)	イ 通所型サービス費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,655単位	60%	1,655	1月につき	
A7	2012	通所型サービス1日割(制限)		事業対象者・要支援2	54単位	60%	54	1日につき	
A7	2021	通所型サービス2(制限)			3,393単位	60%	3,393	1月につき	
A7	2022	通所型サービス2日割(制限)			112単位	60%	112	1日につき	
A7	2101	通所型サービス中山間地域等提供加算1(制限)	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業対象者・要支援1	1655単位の 5% 加算	60%	83	1月につき	
A7	2102	通所型サービス中山間地域等提供加算1日割(制限)		事業対象者・要支援2	54単位の 5% 加算	60%	3	1日につき	
A7	2103	通所型サービス中山間地域等提供加算2(制限)			3393単位の 5% 加算	60%	170	1月につき	
A7	2104	通所型サービス中山間地域等提供加算2日割(制限)			112単位の 5% 加算	60%	6	1日につき	
A7	2105	通所型サービス中山間地域等提供加算1・減算1(制限)		定員超過の場合、または 看護・介護職員が欠員の場合	事業対象者・要支援1	1159単位の 5% 加算	60%	58	1月につき
A7	2106	通所型サービス中山間地域等提供加算1・減算1日割(制限)			事業対象者・要支援2	38単位の 5% 加算	60%	2	1日につき
A7	2107	通所型サービス中山間地域等提供加算2・減算1(制限)			事業対象者・要支援2	2375単位の 5% 加算	60%	119	1月につき
A7	2108	通所型サービス中山間地域等提供加算2・減算1日割(制限)				78単位の 5% 加算	60%	4	1日につき
A7	2109	通所型サービス中山間地域等提供加算1・減算2(制限)		事業所と同一の建物に居住する 者又は同一建物から利用する者 に通所型サービス(独自/定率) を行う場合	事業対象者・要支援1	1279単位の 5% 加算	60%	64	1月につき
A7	2110	通所型サービス中山間地域等提供加算1・減算2日割(制限)			事業対象者・要支援2	42単位の 5% 加算	60%	2	1日につき
A7	2111	通所型サービス中山間地域等提供加算2・減算2(制限)				2641単位の 5% 加算	60%	132	1月につき
A7	2112	通所型サービス中山間地域等提供加算2・減算2日割(制限)				87単位の 5% 加算	60%	4	1日につき
A7	2121	通所型サービス若年性認知症受入加算(制限)	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	60%	240	1月につき	
A7	2131	通所型生活向上グループ活動加算(制限)	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	60%	100		
A7	2141	通所型サービス運動器機能向上加算(制限)	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	60%	225		
A7	2151	通所型サービス栄養改善加算(制限)	ニ 栄養改善加算		150単位加算	60%	150		
A7	2161	通所型サービス口腔機能向上加算(制限)	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	60%	150		
A7	2171	通所型複数サービス実施加算 I 1(制限)	ヘ 選択 的サー ビス複 数実 施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	60%	480	
A7	2172	通所型複数サービス実施加算 I 2(制限)			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	60%	480	
A7	2173	通所型複数サービス実施加算 I 3(制限)			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	60%	480	
A7	2174	通所型複数サービス実施加算 II(制限)		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	60%	700	
A7	2181	通所型サービス事業所評価加算(制限)	ト 事業所評価加算		120単位加算	60%	120		
A7	2191	通所型サービス提供体制加算 I 11(制限)	チ サービス提供 体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	60%	72	
A7	2192	通所型サービス提供体制加算 I 12(制限)			事業対象者・要支援2	144単位加算	60%	144	
A7	2193	通所型サービス提供体制加算 I 21(制限)		(1)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	60%	48	
A7	2194	通所型サービス提供体制加算 I 22(制限)			事業対象者・要支援2	96単位加算	60%	96	
A7	2195	通所型サービス提供体制加算 II 1(制限)		(1)サービス提供体制強化加算(I)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	60%	24	
A7	2196	通所型サービス提供体制加算 II 2(制限)			事業対象者・要支援2	48単位加算	60%	48	
A7	2301	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上 連携加算	リ 生活機能向上連携加算	200単位加算	60%	200	1月につき	
A7	2302	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	60%	100		
A7	2310	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	60%	5		

A7	2201	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1(制限)	ル 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1655単位の59/1000 加算	60%	98	1月につき			
A7	2202	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1655単位の43/1000 加算	60%	71				
A7	2203	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1655単位の23/1000 加算	60%	38				
A7	2204	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	34				
A7	2205	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	30				
A7	2206	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2(制限)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	3393単位の59/1000 加算	60%	200				
A7	2207	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		3393単位の43/1000 加算	60%	146				
A7	2208	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		3393単位の23/1000 加算	60%	78				
A7	2209	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	70				
A7	2210	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	62				
A7	2211	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限)	ル 介護職員処遇改善加算	定員超過の場合、または看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1159単位の59/1000 加算	60%	68	1月につき			
A7	2212	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1159単位の43/1000 加算	60%	50				
A7	2213	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1159単位の23/1000 加算	60%	27				
A7	2214	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算1(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	24				
A7	2215	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1・減算1(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	22				
A7	2216	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2375単位の59/1000 加算	60%	140				
A7	2217	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		2375単位の43/1000 加算	60%	102				
A7	2218	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算1(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2375単位の23/1000 加算	60%	55				
A7	2219	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算1(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	50				
A7	2220	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2・減算1(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	44				
A7	2221	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限)	ル 介護職員等特定処遇改善加算	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1279単位の59/1000 加算	60%	75	1月につき			
A7	2222	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1279単位の43/1000 加算	60%	55				
A7	2223	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ1・減算2(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		1279単位の23/1000 加算	60%	29				
A7	2224	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ1・減算2(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	26				
A7	2225	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1・減算2(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	23				
A7	2226	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限)			(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2641単位の59/1000 加算	60%	156				
A7	2227	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限)			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		2641単位の43/1000 加算	60%	114				
A7	2228	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ2・減算2(制限)			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		2641単位の23/1000 加算	60%	61				
A7	2229	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ2・減算2(制限)			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	60%	55				
A7	2230	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2・減算2(制限)			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	60%	49				
A7	2231	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1(制限)	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1655単位の12/1000 加算	60%	20	1月につき			
A7	2232	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1655単位の10/1000 加算	60%	17				
A7	2233	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2(制限)			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	3393単位の12/1000 加算	60%	41				
A7	2234	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2(制限)			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		3393単位の10/1000 加算	60%	34				
A7	2235	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算1(制限)			ル 介護職員等特定処遇改善加算	定員超過の場合、または看護・介護職員が欠員の場合	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1159単位の12/1000 加算		60%	14	1月につき
A7	2236	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算1(制限)					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1159単位の10/1000 加算		60%	12	
A7	2237	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算1(制限)					(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2375単位の12/1000 加算		60%	29	
A7	2238	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算1(制限)					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2375単位の10/1000 加算		60%	24	
A7	2239	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ1・減算2(制限)	ル 介護職員等特定処遇改善加算	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	1279単位の12/1000 加算	60%	15	1月につき	
A7	2240	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ1・減算2(制限)					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1279単位の10/1000 加算	60%	13		
A7	2241	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ2・減算2(制限)					(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	2641単位の12/1000 加算	60%	32		
A7	2242	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ2・減算2(制限)					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		2641単位の10/1000 加算	60%	26		

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算・サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

また、処遇改善加算はA6とは異なり、それぞれの条件に合致した項目で算定します。

※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず60%となります。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	2031	通所型サービス1・定超(制限)	イ 通所型サービス 費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,655単位	定員超過の場合 × 70%	60%	1,159	1月につき
A7	2032	通所型サービス1日割・定超(制限)			54単位		60%	38	1日につき
A7	2041	通所型サービス2・定超(制限)		事業対象者・要支援2	3,393単位		60%	2,375	1月につき
A7	2042	通所型サービス2日割・定超(制限)			112単位		60%	78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A7	2051	通所型サービス1・人欠(制限)	イ 通所型サービス 費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,655単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	60%	1,159	1月につき
A7	2052	通所型サービス1日割・人欠(制限)			54単位		60%	38	1日につき
A7	2061	通所型サービス2・人欠(制限)		事業対象者・要支援2	3,393単位		60%	2,375	1月につき
A7	2062	通所型サービス2日割・人欠(制限)			112単位		60%	78	1日につき

事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自/定率)を行う場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A7	2071	通所型サービス1・同一建物(制限)	イ 通所型サービス 費(独自/定率)	事業対象者・要支援1	1,655単位	所定単位(376単位)を減算	60%	1,279	1月につき	
A7	2072	通所型サービス1日割・同一建物(制限)			54単位		60%	42	1日につき	
A7	2073	通所型サービス2・同一建物(制限)		事業対象者・要支援2	3,393単位		所定単位(752単位)を減算	60%	2,641	1月につき
A7	2074	通所型サービス2日割・同一建物(制限)			112単位			60%	87	1日につき

※同一建物の場合には減算ではなく、上記コードで計算します。
 ※給付制限中の給付率は負担割合証の負担割合に関わらず60%となります。

高崎市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

高崎市介護予防ケアマネジメントサービスのサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメントA	事業対象者・要支援1・2	431単位	1月につき	431
AF	2121	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントB	事業対象者・要支援1・2	210単位		210
AF	2131	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメントC	事業対象者・要支援1・2	731単位		731
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位		300
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		300単位		300

高崎市介護予防ケアマネジメントサービスコード表(給付制限・3割負担用)

給付制限のかかった方の高崎市介護予防ケアマネジメントサービスのサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
AF	7111	介護予防ケアマネジメントA(制限)	ニ 介護予防ケアマネジメントA(制限)	事業対象者・要支援1・2	302単位	1月につき	302
AF	7121	介護予防ケアマネジメントB(制限)	介護予防ケアマネジメントB(制限)	事業対象者・要支援1・2	147単位		147
AF	7131	介護予防ケアマネジメントC(制限)	介護予防ケアマネジメントC(制限)	事業対象者・要支援1・2	512単位		512
AF	8001	介護予防ケア初回加算(制限)	ホ 初回加算(制限)		210単位		210
AF	9131	介護予防ケア小規模多機能連携加算(制限)	ヘ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算(制限)		210単位		210

高崎市介護予防ケアマネジメントサービスコード表(給付制限・4割負担用)

給付制限のかかった方の高崎市介護予防ケアマネジメントサービスのサービス費を請求する場合に使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
AF	7211	介護予防ケアマネジメントA(制限)	ニ 介護予防ケアマネジメントA(制限)	事業対象者・要支援1・2	259単位	1月につき	259
AF	7221	介護予防ケアマネジメントB(制限)	介護予防ケアマネジメントB(制限)	事業対象者・要支援1・2	126単位		126
AF	7231	介護予防ケアマネジメントC(制限)	介護予防ケアマネジメントC(制限)	事業対象者・要支援1・2	439単位		439
AF	8101	介護予防ケア初回加算(制限)	ホ 初回加算(制限)		180単位		180
AF	9231	介護予防ケア小規模多機能連携加算(制限)	ヘ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算(制限)		180単位		180